

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案 参照条文

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 一 | 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）  | 1  |
| 二 | 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（抄） | 5  |
| 三 | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）     | 9  |
| 四 | 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）      | 10 |
| 五 | 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）     | 10 |

。 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

## 目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 水産資源の保護培養（第四条―第二十八条）

第一節 水産動植物の採捕制限等（第四条―第十三条）

第一節の二 水産動物の種苗の輸入防疫（第十三条の二）

第二節 保護水面（第十四条―第十九条）

第三節 さぐ河魚類の保護培養（第二十条―第二十六条）

第四節 水産動植物の種苗の確保（第二十七条・第二十八条）

第三章 水産資源の調査（第二十九条・第三十条）

第四章 補助（第三十一条）

第五章 雑則（第三十二条―第三十五条の三）

第六章 罰則（第三十六条―第四十一条）

附則

## 第二章 水産資源の保護培養

### 第一節の二 水産動物の種苗の輸入防疫

（輸入の許可）

第十三条の二 増殖又は養殖の用に供する水産動物（以下この条において「水産動物の種苗」という。）であつて農林水産省令で定めるもの及びその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物の種苗でないものを含む。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該水産動物の種苗の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所

その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物の種苗が水産動物の種苗の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。）にかかつているおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、第一項の許可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、許可を受ける者に対し輸入許可証を交付する。

#### （工事の制限等）

第十八条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項（港湾区域の定めない港湾）に規定する水域（以下第四項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事しようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林水産大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、河川若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条（河川使用の許可等）の規定による許可若しくは砂防法第四条（指定土地における一定行為の禁止、制限）の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

4 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条（採取計画の認可）に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行なう工事が第一項に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十条第一項（変更の認可）の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

5 国土交通大臣又は港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域の定めない港湾への準用）の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6 保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣は、政令の定めるところにより、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者に対し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすることができる。

第二十三条 農林水産大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこと、もし、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合においては、当該水面におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることによつても、これを行うことができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、農林水産省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第二十四条 農林水産大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

(内水面におけるさけの採捕禁止)

第二十五条 漁業法第八条第三項に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基く農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第二十七条 農林水産省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。

(水産資源の調査)

第二十九条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関し、科学的調査を実施しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により得た報告の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

第三十六条の二 第十三条の二第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第十八条第一項の許可を受けないで、同項の工事をした者

二 第二十三条第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第二十四条第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条の規定に違反した者

第三十八条 第三十六条又は前条第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十九条 第三十六条から第三十七条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三条第三項の規定に違反した者

二 第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条から第三十七条まで又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

○ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「養殖漁場の改善」とは、餌料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動植物の生育に支障が生じ、又は生ずるおそ

れのある養殖漁場において、これらの物質の発生、減少又は水底へのたい積の防止を図り、並びに養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより、養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適する状態に回復し、又は維持することを行う。

2 この法律において「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であつて、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「持続的な養殖生産の確保」とは、養殖漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図り、あわせて特定疾病のまん延を防止し、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能とすることをいう。

#### （特定疾病のまん延の防止）

第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却又は埋却を命ずること。

三 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

#### （損失の補償）

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

い。

- 2 前項の規定により補償を受けようとする者は、都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
- 4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、国。以下同じ。）を被告とする。

#### （立入検査等）

第十条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （報告の徴取）

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

#### （特定疾病等の発生の届出）

第十二条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病（既に知られている伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病をいう。以下同じ。）が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### （魚類防疫員及び魚類防疫協力員）

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち養殖水産動植物の伝染性疾病的の予防に係るものを行わせるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病的に識見を有する者のうちから、魚類防疫協力員を委嘱することができる。

3 魚類防疫協力員は、養殖水産動植物の伝染性疾病的の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を行う。

#### (事務の区分)

第十五条の二 第八条第一項及び第二項並びに第九条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (罰則)

第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第一項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者

二 第十条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

。 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

（略）

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| 法 律                      | 事 務                                                  |
|--------------------------|------------------------------------------------------|
| （略）                      | （略）                                                  |
| 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号） | 第八条第一項及び第二項並びに第九条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務 |
| （略）                      | （略）                                                  |

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。

4 ～ 9 （略）

（港湾区域の定めない港湾）

第五十六条 港湾区域の定めない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（管轄の特例）

第三百三十六条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。